

中国最新法令・政策動向速報 ～民法典契約編通則司法解釈について～

中国ニューズレター

2024年4月3日号

執筆者:

[張 翠萍](#)

c.zhang@nishimura.com

[蔡 雯嫻](#)

w.cai@nishimura.com

[志賀 正帥](#)

m.shiga@nishimura.com

1. はじめに

「民法典」の公布後、旧法である「契約法」に基づいて公布された最高人民法院の司法解釈が廃止されたため、明確な法的根拠を欠く場面が増え、また、民法典の施行に伴い、契約編に定める内容に関連する問題なども見られるようになった。そこで、契約編の施行をより円滑にするため、最高人民法院は、2023年12月4日に「『民法典』契約編通則の適用の若干問題に関する解釈」（2023年12月5日施行、合計69条。以下「本司法解釈」という。）を公布した。本司法解釈では、「『契約法』の適用の若干問題に関する最高人民法院の解釈(一)」、「『契約法』の適用の若干問題に関する最高人民法院の解釈(二)」（以下「契約法司法解釈二」という。）、「全国法院民商審判業務會議紀要」（以下「九民紀要」という。）等の内容が踏襲され、民法典契約編通則の規定及びそれと体系的に関連のある契約法上のルールに対する具体化及びアップデートが行われた。以下では、本司法解釈の内容のうち、実務上特に関心を集める点に絞って紹介する。

2. 規則の具体化及び実務上の留意点

(1) 違約責任における金額計算・適用規則

① 損害賠償の計算

- 民法典では、当事者の一方が契約上の義務を履行せず、又は契約上の義務の履行が約定に合致しないことにより、相手方に損害をもたらした場合には、損害賠償額は、契約違反によりもたらされた損害に相当するものでなければならず、これには契約履行後に得られたであろう利益（以下「得られるべき利益」という。）が含まれるとされている。本司法解釈は、契約違反により生じた損害について、「得られるべき利益+その他の損害（例えば、契約違反当事者ではない当事者（以下「非契約違反当事者」という。）が第三者に対して負う契約違反責任により負担すべき費用）」とすることを明記した。そのうち、得られるべき利益について、状況に応じて下記3つの方法によって算定されることを明確にした。
 - 非契約違反当事者が契約の締結や履行のために支出した合理的なコストを差し引いた後に得られる生産利益、経営利益、転売利益等により、得られるべき利益を計算することができる。
 - 非契約違反当事者が契約の解除権を行使し、かつ、代替取引を行った場合には、代替取引の価格と契約で合意した価格の差額により得られるべき利益を計算することができる。
 - 非契約違反当事者が契約の解除権を行使したが代替取引を行わなかった場合には、契約違反行為の発生後合理的な期間内においての契約履行地の市場価格と契約で合意した価格の差額により得られ

るべき利益を計算することができる。

また、長期契約における得られるべき利益の確定方法や得られるべき利益を確定できない場合における人民法院の判断要素についても規定を置いた。

- 民法典では、損害賠償額は、契約違反当事者が契約締結時に契約違反からもたらされうると予見し、又は予見すべき損害を超えてはならないとされている。この点について、本司法解釈は、裁判所が上記方法により契約違反に基づく損害の範囲を確定する際には各種要素を考慮して予見可能性を認定すべき旨を強調するとともに、得られるべき利益のほかにも契約違反により生じた損害（例えば、非契約違反当事者が第三者に対して負う契約違反責任により支出すべき費用）がある場合において、契約違反当事者が契約締結時に当該損害を予見し、又は予見すべきであったと認定したときには、これを賠償の対象とするとしている。
- 損害賠償額の確定にあたり、契約違反当事者が主張する過失相殺、損害拡大の防止措置の未実施、損益相殺も認められる旨が明記された。

② 裁判所による違約金金額の調整¹

- 本司法解釈では、違約金を減額する際の判断要素が明記された。「契約法司法解釈二」第29条では、「契約の履行状況」、「当事者の過失の程度」及び「予期される利益」が判断要素として例示列挙されていたところ、本司法解釈では、「予期される利益」の記載がない一方で、新たに「契約の主体」、「取引の種類」及び「契約履行の背景」の3つが追加された。また、本司法解釈は、違約金が被った損害の130%を超える場合には「損害を著しく上回る」ものと認定することができるとし、「契約法司法解釈二」第29条第2項の規定を維持した。
- 本司法解釈では、悪意を持って契約を違反した当事者は、原則として違約金の減少を請求することができないと定められた。
- 本司法解釈は、違約金が損害を著しく上回る場合の立証責任が契約違反当事者側にある旨の現行規定を維持しつつ、違約金の調整を禁止する旨の当事者間の合意が無効であることを明記した。

③ 手付金罰則の適用

- 実務において、当事者は、取引類型に応じて、契約において手付金を合意することがある。民法典では、手付金を交付した当事者が債務を履行せず、又は履行した債務が合意に適合しないことにより、契約の目的を実現することができない場合には手付金が返還されず（没収）、手付金を受領した当事者が上記の場合に該当するときには手付金の2倍に相当する金額を返還しなければならない（倍返し。以下、合わせて本文では「手付金罰則」という。）とされている。
- 本司法解釈によれば、双方当事者のいずれにも契約の目的の実現を不能ならしめる債務不履行がある場合には手付金罰則が適用されないが、当事者の一方に軽微な債務不履行があるにすぎず、相手方当事者に契約の目的の実現を不能ならしめる債務不履行がある場合には、軽微な債務不履行があった当事者は手付金罰則の適用を主張することができる。なお、契約の一部が履行され、相手方当事者がこれを受け入れた場合には、原則として、未履行部分の割合に応じて手付金罰則が適用される²。

¹ 裁判所による違約金金額の調整に関する規定が最初に登場したのは「契約法」第114条第2項であり、その後、「契約法司法解釈二」第27条乃至第29条において詳細な規定が設けられた。また、「九民紀要」第50条では、違約金が損害を著しく上回る場合の基準及び立証責任が明確にされた。なお、民法典第585条第2項は、ほぼ「契約法」第114条第2項の内容を踏襲している。

² ただし、一部の未履行が原因で契約の目的が実現不能となった場合には、契約全体について手付金罰則が適用される。

- また、本司法解釈は、『担保法』の適用の若干問題に関する最高人民法院の解釈」第 115 条乃至第 118 条の規定を踏襲し、手付金の類型に応じて詳細な規定を設けている。

(2) 予約契約

- 意向書や覚書などのうち、当事者に契約締結の意向があることを示しているにすぎないものは、一般的には予約契約に該当しないと解される。この点、民法典は、初めて予約契約に関する規定を設け、当事者が将来の一定期間内に契約の買受書、注文書、予約注文書等を締結することを合意したものは予約契約となると定めた。本司法解釈は、予約契約の成立要件を更に明確に規定した。すなわち、当事者が買受書、注文書、予約書等の形式をもって将来の一定期間内に契約を締結することに合意し、又は将来の一定期間内に契約を締結することを保証するために手付金を支払った場合において、将来に締結される契約の主体、目的物等の内容を確定することができるときには、予約契約が成立したものと認定される³。
- 本司法解釈では、予約契約の債務不履行の認定基準⁴及び責任（損害賠償を算定する際の考量要素を含む。）が明確に定められた。当事者の一方が予約契約に違反した場合における、相手方当事者による本契約の締結を求める権利について、本司法解釈では、規定が置かれておらず、予約契約違反があった当事者の損害賠償責任が定められているにすぎない。また、損害賠償については、当事者間に合意があればそれに従い、合意がない場合には予約契約の内容の完全性の程度、本契約締結のための条件の達成の程度等の要素を総合的に考慮して判断しなければならないとされている。

(3) 約款

- 民法典第 496 条における約款（中国語：格式条款）の定義によれば、約款といえるための要件は、「使用の反復性」、「事前の制定」及び「相手方との未協議」とされている。本司法解釈では、以下のように、約款該当性の判断における実務上の判断基準が盛り込まれた。
 - 実際に反復して使用されていないことのみを理由に約款の非該当性を主張することができない⁵。
 - 民法典上の約款の要件を満たす場合、モデル契約書に基づいて作成されたものであることを理由に約款の非該当性を主張することができない。
 - また、当事者間の合意により約款の該当性を排除することができない。
- 民法典によれば、約款を提供する当事者（以下「約款提供者」という。）が注意喚起又は説明の義務を

³ 逆に、当事者が意向書、覚書等の締結を通じて取引の意向を示すにとどめ、将来の一定期間内に契約を締結することを合意せず、又は合意があるものの、将来に締結される契約の主体、目的物等の内容を確定することが困難である場合には、予約契約が成立していないものと認定される。もっとも、買受書、注文書、予約書等が既に本契約の成立要件を充足している（すなわち、当事者の氏名又は名称、目的物、数量等を確定することができる）場合には、将来の一定期間内に契約を別途締結することを明確に合意せず、又は合意があるものの、当事者の一方が既に履行し、かつ、相手方がこれを受け入れたときには、本契約が成立したものと認定される。

⁴ 本司法解釈によれば、予約契約の効力が生じた後において、当事者の一方が本契約の締結を拒否し、又は本契約の締結を交渉する際に信義則に反したことにより本契約が締結されなかった場合には、いずれも予約契約上の義務の不履行に該当し、予約契約上の債務不履行責任を負わなければならない。当事者が信義則に反したことにより本契約が締結されなかったか否かを判断する場合には、当事者が本契約の締結を交渉する際に提示した条件が予約契約の内容と著しく乖離するか否か、交渉のために合理的な努力を尽くしたか否か等の要素を総合的に考慮するとされている。

⁵ ただし、反復して使用するために事前に制定されたものではないことを証明する証拠がある場合を除く。

履行しなかったことにより、相手方当事者が自身と重大な利害関係を有する条項（例えば、約款提供者の責任を免除・軽減する条項。以下「不当条項」という。）に注意することができず、又はこれを理解できなかった場合には、相手方当事者は、当該条項が契約の内容とならないことを主張することができる。本司法解釈では、約款提供者が不当条項について求められる注意喚起又は説明の具体的な方法を定めるとともに、当該注意喚起又は説明の義務を尽くしたことの挙証責任は約款提供者が負うことを明らかにした。なお、電子契約の締結において、約款提供者がチェックボックス、ポップアップ・ウィンドウ等の方法のみを講じている場合には、原則として、上記義務を履行したものと認定されない。

(4) 強行規定に違反する契約の有効性

➤ 民法典第 153 条では、法律又は行政法規の強行規定に違反する民事法律行為は無効とされているが、民事法律行為を無効ならしめるのはいわゆる効力性強行規定に限られると解されています。本司法解釈は、締結された契約が強行規定違反であっても、行為者が行政責任又は刑事責任を負うことで強行規定の立法目的を実現できることを前提に、当該契約の無効事由とならない場面を列挙した。主な場面として、次のものが定められている。

(一) 当該強行規定は社会の公共秩序の維持を目的とするものであるが、実際の契約履行が社会の公共秩序にもたらす影響が著しく軽微であり、契約を無効と認定すれば事件の処理結果が公平性・公正性を欠くとき。

(二) 当該強行規定が契約当事者の民事上の権利・利益ではなく、政府の税収、土地の払下金等の国の利益その他民事主体の適法な利益の保護を目的としており、契約を有効と認定することが当該規範の目的実現に影響を及ぼさないとき⁶。

(三) 当該強行規定は一方当事者にリスクコントロール、内部管理等を求めることを目的とするものであり、相手方当事者に契約が強行規定に違反するか否かを審査する能力又は義務がなく、契約を無効と認定すれば当該相手方当事者が不利な効果を引き受けるとき⁷。

(四) 一方当事者が契約締結時に当該強行規定に違反し、契約締結後に当該強行規定違反を是正するための条件を具備しているにもかかわらず、信義則に反してこれを是正しないとき⁸。

(5) 契約における越権代表、職務代理、悪意ある通謀の適用規則及び印鑑問題

① 越権代表⁹及び契約相手方の合理審査義務

➤ 法人の法定代表者が代表権の範囲を越えて、法人の名義で契約を締結した場合、越権代表行為の効果帰

⁶ 例えば、デベロッパーが「都市不動産管理法」に違反し、払下契約どおりに政府に対する土地使用権払下金を全額支払わずに第三者と土地使用権譲渡契約を締結した場合において、当該土地使用権譲渡契約を有効であると認定しつつ、土地使用権払下金の回収という政府の利益を維持するとき。

⁷ 例えば、銀行が「商業銀行法」に定める資産負債比率に違反して貸付を行った場合において、借入人は銀行の法令違反の有無を知る術がないため、借入人の取引の安全を保護する観点から、貸付契約の有効性を維持するとき。

⁸ 例えば、デベロッパーが予約販売許可証を取得せずに分譲住宅の売買契約を締結したところ、契約締結後、予約販売許可証の申請条件を充足しているにもかかわらず、これを申請せず、住宅価格の上昇により契約無効を主張するとき。

⁹ 法人の越権代表について、民法典は以下のように定めている。

- 法人の定款又は権力機関による制限は、善意の相手方に対抗することができない。

属について、本司法解釈は、代表権に対する制限の種類に応じて次の2つの状況に分けて定めている。

- 代表権が法律又は行政法規によって制限（以下「法令上の制限」という。）されている場合には、契約相手方は当該法令上の制限を知っているものと推定されることから、越権代表行為の法人への効果帰属を主張するためのハードルは高めに設定されている。すなわち、契約相手方は、合理的な調査義務を尽くしていなければ、越権代表行為の法人への効果帰属を主張することができない¹⁰。当該規定は、司法実務において長らく見解の対立があった、契約相手方の主観を判断するための基準を明確にしたものである。
- 他方、定款や権力機関などが代表権に加えた制限（以下「内部制限」という。）については、原則として、越権代表行為は法人に効果帰属するとされている。法人が自らへの効果帰属を否定するためには、契約相手方が当該内部制限を知り、又は知るべきであったことを立証する必要がある。

② 職務代理¹¹

- 本司法解釈は、民法典の原則を踏まえつつ、以下のとおり、職権踰越行為となるものを列挙した。また、従業員が代理権の範囲を越えて契約を締結した場合、表見代理が成立する場合を除き、越権代理行為は法人に効果帰属しないことが明記された。
 - (一) 法令により法人の権力機関又は意思決定機関が決議すべき事項
 - (二) 法令により法人の執行機関が決定すべき事項
 - (三) 法令により法定代表者が法人を代表して行うべき事項
 - (四) 通常の場合において当該従業員の職権により処理できる事項に該当しないもの
- 契約事項が上記の各事項に該当しないものの、法人が従業員の職権の範囲に課した制限を超える場合には、原則として、越権代理行為は法人に効果帰属しない（契約相手方が当該制限を知り、又は知るべきであったことを法人が立証できた場合はこの限りではない。）。

③ 相手方との悪意による通謀（中国語：悪意串通）¹²

- 民法典において、代理人及び相手方が悪意により通謀し、本人の適法な権益を損なった場合、代理人及び相手方が連帯責任を負う旨が定められている。この点、本司法解釈は、法人の法定代表者や代理人が相手方と悪意により通謀して、法人名義で契約を締結し、法人の権益を損なった場合には、法人は、民

-
- 法人の法定代表者が権限を踰越して締結した契約については、相手方がその行為が権限踰越であることを知り、又は知るべきであった場合を除き、当該代表行為は有効とし、締結した契約は法人に対し効力を生ずる。

¹⁰ 例えば、「会社法」第16条は会社が第三者に担保を提供する際の制限（定款の定めにより董事会又は株主会の決議が必要）を規定していることから、相手方は担保契約を締結する際に会社の内部書類（定款、董事会決議又は株主会決議）について調査を行う必要があるといえる。

¹¹ 職務代理について、民法典は以下のように定めている。

- 法人の業務上の任務を執行する人員がその職権範囲内の事項について、法人の名義により実施した民事法律行為は、当該法人に対し効力を生ずる。
- 法人によるその業務上の任務を執行する人員の職権範囲に対する制限は、善意の相手方に対抗することができない。

¹² 相手方との悪意による通謀について、民法典は以下のように定めている。

- 行為者が相手方と悪意により通謀し、他人の適法な権益を損なう民事法律行為は、これを無効とする。
- 代理人及び相手方が悪意により通謀し、本人の適法な権益を損なった場合には、代理人及び相手方は、連帯責任を負わなければならない。

事責任を負わず、かつ、(損害がある場合には) 法定代表者や代理人及び相手方に対し連帯して賠償責任を負うよう請求することができることと定めた。

- 「悪意による通謀」に対する法人の立証負担の緩和も図られている。すなわち、本司法解釈によれば、人民法院は、法人の立証に基づき、当事者間の取引慣習、契約締結時において著しく公平を欠くか否か、代理人・相手方が不正な利益を取得するか否か、契約の履行状況等の要素を踏まえ、「悪意による通謀」が存在する可能性が高いと認定することができる場合には、代理人・相手方に対し、契約の締結、履行過程等の関連事実について陳述させ、又はしかるべき証拠を提出させることができ、上記の者らが正当な理由なく陳述を拒否し、又は陳述が合理性に欠く上にしかるべき証拠を提出することができないときには、「悪意による通謀」という事実を認定することができることとされている。

④ 印鑑及び契約の効力との関係

- 法人の法定代表者又は従業員（以下「締結者」という。）が法人名義で契約を締結する際に印鑑（社印）を押捺した（又は押捺しなかった）場合の問題について、本司法解釈は、「九民紀要」を踏まえた上で、下表のように、印鑑の押捺の有無と契約の効力との関係について定めた。

場面	本司法解釈の規定
署名あり、押印なし	契約締結時に法人の締結者に権限超越がなかったことを相手方が証明することができた場合には、法人に効果帰属する。
署名なし、押印あり	法人の締結者がその権限範囲内で契約を締結したことを相手方が証明することができた場合には、法人に効果帰属する。
届出印の押印がない、又は偽造印鑑での押印	契約に押印された印鑑が届出印ではない、又偽造印鑑であることを理由に、法人は、自らに効果帰属しないことを主張することができない。

- 以上から、法人と契約を締結する際には、印鑑の押捺の有無よりも、締結者が実際に代表権／代理権を有しているか否かが重要であるといえる。すなわち、締結者に代表権／代理権があれば、社印が押印されていなかったとしても、ひいては偽造印鑑が押捺されていたとしても、原則として、法人に効果帰属する。逆に、締結者に代表権／代理権がない場合、たとえ社印が押捺されていたとしても、当然には法人に効果帰属せず、越権代表又は無権代理の規定に従って判断することになる。

(6) 事情変更

- 民法典第 533 条によれば、事情変更とは、契約成立後に、契約の基本条件に、当事者が契約締結時には予見不可能であり、商業リスクに属さない重大な変化が生じたため、契約の履行を継続することが当事者の一方にとって明らかに不公平となる状況が生じることをいう。本司法解釈は、政策調整、市場の需給関係の異常な変動等の原因により、当事者が契約締結時には予見不可能であり、商業リスクに属さない値幅変動が価格に生じた場合には上記の「重大な変化」に当たると定めた。
- 民法典第 533 条によれば、事情変更が生じた後、合理的な期間内に協議が成立しない場合、当事者は、人民法院又は仲裁機関に対し、契約の改訂又は解除を請求することができる。本司法解釈によれば、契約を改訂するのか、それとも解除するのかについて当事者双方の意見が一致しない場合、人民法院は、事件の具体的な状況に応じて、契約の改訂又は解除の判決を下すことができる。また、人民法院は、契約の改訂又は解除の判決をする場合、契約の基本的条件に重大な変化が発生した時期、当事者の再協議

の状況、契約の改訂又は解除が当事者に及ぼす損害等の要素を総合的に考慮した上で、契約の改訂又は解除の時期を判決において明確にしなければならないとされている。これにより、(事情変更が発生した時期や判決の時期のみならず)状況に応じて契約の改訂又は解除の時期について柔軟に判断することができるかと解される。

- なお、当事者間において事情変更の適用を排除する特約は無効となる。

(7) 詐害行為取消権行使の法的効果

- 民法典第 542 条においては、債権者が詐害行為取消権を行使した後、取り消された行為は初めから法的拘束力を有しない旨が定められているものの、取消後の財産の返還方法、原状回復等に関する規定が置かれていないため、実務上、詐害行為取消権の法的効果を実現することは難しいと考えられている。また、人民法院が民法典第 524 条に基づき契約の遡及的無効を判示したとしても、財産を返還すべき主体が明確ではなく、財産の返還を保証する明確な法的根拠もなかった。本司法解釈では、債権者が取消訴訟において第三債務者に対し、債務者への財産の返還、金銭換算による補償、期限到来債務の履行を請求できることが明確にされたことで、取消訴訟は、形成の訴え及び給付の訴えのそれぞれの効果を兼ね備え、強制執行を通じて、給付の訴えの法的効果を実現することができるようになった。
- また、詐害行為取消権に係る訴訟と同じ管轄であれば、債権者と債務者との債権債務関係を審理する訴訟をも併合して審理することができるようになった。

(8) 解除関連

- 本司法解釈において、発票(インボイス)の発行、証明書の提供等の法令や合意に基づく非主要債務につき債務不履行がある場合、原則として解除をすることができないことが定められた¹³。ただし、非主要債務を履行しなければ契約の目的を実現することができない場合、又は当事者に別段の合意がある場合には、例外的に解除が認められる。
- 合意解除において、双方当事者が違約責任や債権債務の精算について合意に至っていないことが合意解除に影響するか否かという問題については見解が分かれている。これについて、本司法解釈は、当事者が契約の解除に合意してさえいれば、原則として契約解除の法的効果が生じると定めた。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時直にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com

¹³ もっとも、この場合、履行請求又は損害賠償請求をすることができる。